

**鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
の実施に当たり必要となる命令等の内容（概要）**

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の実施に当たり必要となる命令等の内容（以下「命令等案」という。）は以下のとおり

1 鳥獣の捕獲許可等に伴う手続きに関する規定（鳥獣保護法施行規則第7条等関係）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき読み替えて適用する、鳥獣被害防止特措法第4条第一項に規定する被害防止計画を作成した市町村の長が計画の対象となる鳥獣について、農林水産業等の被害の防止を目的として行う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）第9条第1項及び鳥獣保護法第13条の規定に基づく鳥獣の捕獲許可に係る手続き等並びに、鳥獣保護法第25条第2項の規定による適法捕獲等証明書書の交付に係る手続きについての記述を追加する。

2 狩猟者登録に必要な書類（鳥獣保護法施行規則第六十五条関係）

特措法第9条第5項で規定する対象鳥獣捕獲員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）が狩猟者登録の申請書を提出する場合にあっては、鳥獣被害防止特措法第9条第5項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面を添付することとする旨、追加する。

3 狩猟者登録の区分の追加等（鳥獣保護法施行規則第六十六条関係）

狩猟者登録の区分に、鳥獣被害防止特措法第9条第5項の対象鳥獣捕獲員の区分を追加するとともに、鳥獣被害防止特措法第9条第5項に規定する対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合であって、その者が狩猟鳥獣の捕獲等をするときには、再び狩猟者登録の申請を行わなければならない旨を追加する。

4 狩猟により生ずる危害の防止に係る要件の追加（鳥獣保護法施行規則第六十七条関係）

狩猟により生ずる危害の防止に係る要件として、鳥獣保護法施行規則第66条第1項に応じた適切な狩猟者登録を行っている者であることを追加する。

5 狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面の追加（新設）

鳥獣被害防止特措法第9条第5項の規定により対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町村長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書書の様式を追加する。

6 狩猟者登録証の様式の変更（様式十七関係）

狩猟者登録証様式17裏面の備考の記載を変更し、備考欄の中に対象鳥獣捕獲員である旨を記載することを追加する。

7 その他必要とされる内容について技術的な整備を行う。